介護保険関係条例の改正について

- ○瑞浪市介護保険条例の一部改正
 - ①第9期瑞浪市介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の適用年度の改正 期間 令和6年度から令和8年度
 - ②介護保険料所得段階及び基準所得金額の改正

所得段階	調整率	対象者
第1段階	基準額×0.455 (軽減後×0.285)	①生活保護受給者の人 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ③世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の人
第2段階	基準額×0.685 (軽減後×0.485)	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	基準額×0.69 (軽減後×0.685)	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人
第4段階	基準額×0.90	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人の うち、合計所得金額と、課税年金収入額の合計が80万円以下の人
【基準段階】 第5段階	基準額×1.00	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる人の うち、合計所得金額と、課税年金収入額の合計が80万円を超える人
第6段階	基準額×1.20	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	基準額×1.30	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満 の人
第8段階	基準額×1.50	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満 の人
第9段階	基準額×1.70	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満 の人
第 10 段階	基準額×1.90	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満 の人
第 11 段階	基準額×2.10	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満 の人
第12段階	基準額×2.30	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満 の人
第 13 段階	基準額×2.40	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人

※介護保険法施行規則改正に伴う改正。3月議会に上程予定。施行予定日:令和6年4月1日

○その他改正する予定の条例

- ・瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
- ・瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 等 ※介護保険法施行規則改正に伴う改正。3月議会に上程予定。施行予定日:令和6年4月1日